

保護者様

枚方市教育委員会

卒業後及び春季休業中の新型コロナウイルス感染症の陽性報告並びに
新型コロナワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱いについて(お願い)

平素より、本市の新型コロナウイルス感染予防対策にご理解・ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、卒業後及び春季休業中に、お子さまが新型コロナウイルス感染症の陽性となった場合につきましては、下記のとおり、ご報告いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、新型コロナワクチン接種の小児接種(5~11歳)が、枚方市において、令和4年3月11日から開始となるにあたり、改めて、新型コロナワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱いを掲載しておりますので、そちらもご一読ください。

記

1. 卒業後及び春季休業中の新型コロナウイルス感染症の陽性報告について

対象者	保護者のみなさまにお願いしたいこと
中学校第3学年 (卒業式3月11日)	卒業後、発症日が3月13日(最終登校日を0日として2日後)以前となる場合は、中学校へ報告をお願いします。(令和4年4月1日以降につきましては、それぞれの進学先の指示に従ってください。)
小学校第6学年 (卒業式3月18日)	発症日が3月20日(最終登校日を0日として2日後)以前となる場合は、小学校まで報告をお願いします。 なお、令和4年4月1日以降、陽性もしくは濃厚接触者等となり、登校できない場合につきましては、速やかに進学先中学校にご連絡ください。(枚方市立中学校以外の中学校へ進学される場合は、それぞれの学校の指示に従ってください。)
上記以外の児童生徒 (修了式3月24日)	発症日が3月26日(最終登校日を0日として2日後)以前となる場合は、学校まで報告をお願いします。 ただし、部活動参加者については、最終部活動参加日が発症日を0日として2日前以前になる場合は、学校まで報告をお願いします。 なお、令和4年4月1日以降、陽性もしくは濃厚接触者等となり、登校できない場合につきましては、速やかに所属小中学校までご連絡ください。

2. 新型コロナワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱いについて

(1) 児童生徒が医療機関等で新型コロナワクチンの接種を受ける場合の取扱い

例えば、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすること。

(2) 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取ること。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童生徒や保護者から状況を聴取し、新型コロナワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により、他者への感染の恐れはないが、療養する必要がある場合には、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすること。